

— 医療情報取得加算について —

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

■オンライン資格確認を行う体制を有しています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

<初診時>

● 医療情報取得加算1 : 3点 (月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算2 : 1点 (月に1回)

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

● 医療情報取得加算3 : 2点 (3カ月に1回)

①健康保険証にて資格確認を行った場合

②マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

● 医療情報取得加算4 : 1点 (3カ月に1回)

①マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合

②他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療法人社団幸知会・南林間ひまわり歯科
院長 鶴田 拓也